

方向性1 子供を守る

～子供が安全で安心して、健やかに学校、家庭、地域で育つ～

推進項目1 学校及び通学通園路等の安全の確保

1 基本方針

学校及び通学通園路等の安全の確保

- ①学校における安全体制の構築と安全教育の推進
- ②学校周辺の安全な環境の整備と、地域における見守り活動の推進
- ③不審者情報等の迅速な把握と提供
- ④警察の警戒活動等の強化及び犯罪発生時の迅速的確な活動

2 施策の展開

(1) 学校における安全体制の構築と安全教育の推進

ア 学校の安全管理の取組状況に関する実態把握等

学校の安全管理の取組については、学校や地域の状況等を踏まえ「学校安全計画」及び「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）の作成や、防犯教室及び訓練等の実施、防犯ブザーの配布、防犯カメラ等の整備、さすまた等の安全を守るために器具の配備等が進められているところですが、より一層の推進を図るため、これらの状況等について「学校安全についてのアンケート調査」を継続実施し、実態把握と改善に向けた指導を行います。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課】

イ 学校での危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の整備

危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）は、学校管理下で事故等が発生した際、教職員が的確に判断し円滑に対応できるよう、教職員の役割等を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な事項を全教職員が共通に理解するために作成するものです。さらに、作成した危機管理マニュアル等を保護者や地域住民に周知して協力体制を整備することや学校の安全教育・安全管理の方針を具体的に共有することが必要となります。

また、マニュアル作成後も、訓練等の結果を踏まえた検証・見直しが必要であり、従来想定されなかった新たな安全上の課題の出現などに応じて、柔軟に対応していくことを周知徹底します。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課】

ウ 学校が行う自主的な安全対策の促進

学校内への不審者等の侵入による子供への危害防止を図るため、「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）に基づき、学校管理者等による定期的な施設・設備の点検と整備を促進します。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課】

エ 実践型の被害防止教育の推進

子供を対象とした犯罪等については、行為者が甘言や詐言を用いるなど、極めて悪質な手口により敢行されていることから、子供の学年や理解度に応じて、危険を予測し回避する能力を身に付けさせるための参加・体験型の実践的な被害防止教育を進めます。特に、県警察においては、子供の被害防止指導キーワード「いかのおすし一人前」を策定するとともに、その効果的な普及を目的としたダンスと歌による広報啓発チームである「チーム『キッズポリス』」を結成しています。引き続き、

県や県警察が主催等するイベントにおいて、より幅広い年代に「いかのおすし一人前」を広報啓発し、子供が危険に直面した時に、その場から逃げたり、誘いを拒否できる能力を育てます。

また、教育現場において、防犯ブザー等の防犯機器の活用方法や、通学通園路等の行動範囲を自ら歩いて調査し、地図に書き込むことで危険予測能力、危機回避能力を身に付けさせ、犯罪等の危険から自分の身を守る能力を高めることができる「地域安全マップ」の作成を促進します。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課、
警察本部少年課、生活安全企画課、人身安全対策課】

オ 学校安全のための教員の指導力向上

学校及び通学通園路等における防犯指導及び防犯教室・訓練等において、学校及び通学通園路等における重大な被害を防止するため、交通安全・防犯・防災についての研修会を実施し、教職員の指導力の向上を図ります。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課、
警察本部人身安全対策課、生活安全企画課、少年課】

(2) 学校周辺の安全な環境の整備と、地域における見守り活動の推進

ア 通学通園路等の交通安全の確保

各市町村では、これまででも通学通園路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」等に基づき定期的に道路管理者や警察等と合同点検を実施してきました。今後は、県や県警察の専門的な知見に基づく意見を取り入れながら、より安全の確保につながる点検を実施していきます。

点検の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所等の対象施設、その所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

ハード対策としては、中学校・高等学校等に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所等に通う児童・幼児の通学通園路、未就学児の集団移動経路における安全を確保するため、通学通園路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、ハンプ・狭さく等物理的デバイスの設置、路肩のカラー舗装、防護柵・ライジングボーラード等の設置、自転車道・自転車の通行位置を示した道路等の整備、押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充及びこれら交通安全施設の補修等の対策を推進します。

ソフト対策としては、県内の通学通園路等における交通安全の対策を推進するため、「奈良県通学路等安全対策推進会議」を開催し、各市町村における対策の進捗や先進的な安全対策等に関する情報の共有を図ります。

また、生徒・児童や教員、交通ボランティア等の対象に応じた交通安全教育を実施し、交通安全意識を向上させるとともに、交通情勢に応じた取締りを徹底することにより、交通安全の確保に努めます。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課、安全・安心まちづくり推進課、
奈良っ子はぐくみ課、道路保全課、警察本部交通規制課、交通企画課、
交通指導課】

イ 犯罪の起きにくい環境づくりの推進

学校周辺の安全・安心のため、通学通園路等における防犯灯の設置や見通しの良い公園の整備を進めます。さらに、防犯カメラは、犯罪の未然防止と犯罪が発生した場合の速やかな検挙に有効であることから、学校周辺を重点として、市町村や自

治会、事業者等が主体となった設置を働き掛けるとともに、適切な管理と運用のためのアドバイスを行います。

また、通学通園路等の対策必要箇所の「見える化」を進め、「地域の連携の場」を活用し、関係機関が連携して、交通安全・防犯・防災の観点から安全対策を推進するとともに、より安全な通学通園路等の設定の検討を行います。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、教育委員会保健体育課、
警察本部生活安全企画課】

ウ 「子ども110番の家」に対する支援

市町村教育委員会と連携し、市町村の生活安全推進協議会・教育委員会・PTAや事務所等が活動の主体となっている「子ども110番の家」の実態把握を進めるとともに、安全教育を進めるため、教職員に対する研修等を実施します。

また、活動主体は、「子ども110番の家」の受託者に対して、児童生徒が駆け込んできた際の対応が適切に行えるように定期的なパンフレットの配布や連絡会議の開催等を行っているところ、この活動を支援し「子ども110番の家対応マニュアル」や不審者情報等の提供を推進します。

さらに、被害防止教室や教職員対象の研修における防犯指導を行い、児童生徒が「子ども110番の家」を適切に利用できるように支援します。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課、警察本部人身安全対策課】

エ 地域における見守り活動の推進

防犯ボランティア団体の中には、防犯活動のみならず、通学通園路等における子供の見守り活動にも取り組む団体が多く存在します。県、県警察をはじめ市町村、教育委員会、学校等がこうしたボランティア団体と連携し、交通安全・防犯・防災の観点から、地域における見守り活動を充実させるほか、日常の見守り活動について、ボランティア団体とPTAがより連携を図ることができるよう支援します。

また、通学通園路等、不審者事案の発生場所やこれら事案が発生する危険性のある場所について、「地域の連携の場」を活用した情報共有や合同点検を随時実施します。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課、
警察本部生活安全企画課、交通企画課】

(3) 不審者情報等の迅速な把握と提供

ア 学校と警察との連絡会議の場の活用

健全育成に関する指導及び生徒指導上の諸問題について、学校と警察とが連絡会議を行い、生徒指導の充実等に役立てます。また、奈良県警察スクールサポーター等を活用して、児童等の安全等に関するあらゆる情報を積極的に交換し、協働して取り組むべき具体的な事案の対応について協議します。

【担当課：教育委員会学校教育課、警察本部少年課】

イ 不審者情報等の共有と提供

子供を対象とした犯罪の被害や犯罪の前兆と思われる不審者情報については、警察、学校、教育委員会等の関係機関が、正確な情報の共有を図るとともに、関係者のプライバシーに十分配意した上で、地域住民、保護者、児童等に対し、事案概要及び防犯対策に役立つ情報を、Yahoo!防災速報、県警ホームページへの掲載やメール配信等、各種広報媒体を活用してタイムリーに提供します。また、これらの不審者情報が潜在化することのないよう、地域住民、保護者、児童等に啓発し、迅速かつ遺漏のない把握に努めます。

【担当課：教育委員会学校教育課、教育振興課、警察本部人身安全対策課】

(4) 警察の警戒活動等の強化及び犯罪発生時の迅速的確な活動

ア 警察による学校周辺や通学通園路等におけるパトロール活動の強化

通学通園路や公園等の子供が犯罪被害に遭いやすい場所及び登下校時間帯等、地域における犯罪の発生実態や不審者情報等を踏まえて、警察による警戒活動を行います。

【担当課：警察本部地域課】

イ 「先制・予防的活動」の推進

子供に対する「声かけ」、「つきまとい」等の事案については、行為が次第にエスカレートし、重大事件に発展する危険性を有していることから、発生状況を分析した上で、行為者を早期に特定して、検挙又は指導・警告措置を講じるなどの先制・予防的活動を行い、犯罪の未然・拡大防止を図ります。

【担当課：警察本部人身安全対策課】

《奈良県通学路等安全対策推進会議》

知事を議長、各市町村長等を委員として、県内の通学通園路の根本的な課題解決に向けた検討や提言を行う会議を設置しました。

同会議において、市町村教育委員会、道路管理者、警察署などで行われた合意点検の結果から対策が必要な箇所についての対策案や課題などについて情報を共有するとともに、市町村から報告された対策案に対して、県・県教育委員会・県警察本部が第三者的な視点から対策内容を再確認し、必要な提言等を行うなど、県と市町村が連携し着実に通学通園路の安全確保が進むように取り組んでいます。

推進項目2 少年の非行・被害防止

1 基本方針

少年の非行・被害防止

- ①インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進
- ②有害環境への適切な対応
- ③薬物乱用対策の推進
- ④不良行為及び初発型非行の防止
- ⑤再非行の防止
- ⑥いじめ・暴力行為等の問題行動への対応
- ⑦青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

2 施策の展開

(1) インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進

ア 情報モラル教育の推進

青少年がインターネット利用に係る非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことがないよう、発達段階に応じたフィルタリング等の利用普及、インターネット利用に関する親子間のルール作り等、地域・学校・家庭における情報モラル教育の推進に努めます。

インターネットの利用に起因する個人情報の流出等のトラブルの実態、他人のID・パスワードを不正に利用した不正アクセス、出会い系サイトへの禁止誘引行為の書き込み等の違法行為の実態、児童買春や児童ポルノ、ストーカーやいわゆる「リベンジポルノ」等の犯罪被害の実態等について積極的な広報啓発を行います。

【担当課：青少年・社会活動推進課、教育委員会学校教育課、教育研究所、教育振興課、警察本部少年課】

イ 事業者への働き掛け

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境等に関する法律（以下「青少年インターネット環境整備法」といいます。）により、携帯電話事業者等には、青少年が使用する携帯電話について携帯電話回線に係るフィルタリングの提供等が義務付けられていることから、奈良県青少年の健全育成に関する条例（以下「県青少年健全育成条例」といいます。）に基づき、携帯電話事業者等に対する立入調査を実施して、その遵守状況を確認します。

一方、スマートフォンを安全に利用するためには、青少年インターネット環境整備法では義務付けられていない無線LAN回線のフィルタリングや不適切なアプリを自動的に制限するフィルタリングの設定等を行う必要があります。しかしながら、保護者が執るべき措置が複雑になっており、適切な管理が行われていないことも懸念されることから、携帯電話事業者等に対して、販売や契約の場において、これらのフィルタリングを設定しない場合の危険性や、利用するサイトやアプリを保護者が設定できるカスタマイズサービスについて、適切な説明が行われるよう要請します。

【担当課：青少年・社会活動推進課、教育委員会学校教育課、警察本部少年課】

ウ インターネットを利用した児童を対象とする性犯罪等の対策の推進

サイバーパトロールを強化し、SNS等を利用した児童買春・児童ポルノ事犯及び悪質と認められる性的搾取事犯等の福祉犯被害に遭う少年の早期発見に努め、早期保護等を図ります。具体的には、対象とするSNSを検索して、児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みを発見し、注意喚起に資するメッセージを投稿の上、広報啓発用画像を貼付するなど、被害を未然に防止することに重点を置いた対策を推進します。

【担当課：警察本部少年課】

(2) 有害環境への適切な対応

ア 有害図書、有害玩具等の有害環境の浄化

青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するため、性的感情を刺激し、又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがある有害玩具類、過激な性表現や残虐・粗暴な表現のあるビデオ、DVD、雑誌等の有害図書類等の販売店・レンタル店等の事業者に対して、年齢確認や区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売・貸付け等をしないことなどを指導するため、県青少年健全育成条例に基づき、県、教育委員会、市町村、警察が連携した合同立入調査、巡回啓発活動を実施します。

【担当課：青少年・社会活動推進課、教育委員会学校教育課、警察本部少年課】

イ 深夜徘徊を抑制するための取り組みの推進

ゲームセンターやボウリング場等の営業者が深夜にその営業を営むときは、県青少年健全育成条例に基づき、午後11時以降、青少年を店舗に立ち入らせない措置を講じるように指導します。また、コンビニエンスストア等、深夜営業を行う店舗の営業者に対しても、深夜徘徊を行う青少年に店舗を利用させないような措置を講じるように要請します。

【担当課：青少年・社会活動推進課、警察本部少年課】

ウ 20歳未満の者の飲酒・喫煙の防止

酒類・たばこの販売窓口における年齢確認の徹底を図り、酒類・たばこの20歳未満の者に対する販売の防止に向けた取組を推進します。

街頭補導活動のほか、非行防止教室、街頭における啓発活動等の機会を通じて、20歳未満の者の飲酒・喫煙の防止に関する広報啓発活動を推進します。

【担当課：青少年・社会活動推進課、教育委員会学校教育課、
保健体育課、教育振興課、警察本部少年課】

(3) 薬物乱用対策の推進

ア 薬物乱用防止に関する指導

薬物乱用を未然に防止するためには、少年のうちから薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を持たせ、薬物乱用に手を出さない規範意識を向上させることが重要です。学校における薬物乱用防止教室は、学校保健安全法に基づき策定する「学校保健計画」において位置付けられており、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(平成30年8月3日薬物乱用対策推進会議決定)及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」(平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定)により、教育委員会、学校、県、警察が連携・調整の上、全ての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校での開催にも努めます。

また、家庭や地域社会、関係機関が一体となり、街頭キャンペーンやイベントの開催、薬物乱用防止広報車の有効的な活用等、あらゆる機会を捉え薬物乱用の有害性・危険性についての正しい知識の普及を図ります。

【担当課：教育委員会保健体育課、薬務課、
警察本部少年課、組織犯罪対策課】

イ 危険ドラッグの有害性や危険性に関する正しい知識の普及

危険ドラッグは、店舗販売からインターネットを利用した販売へ移行している状況がうかがわれ、スマートフォンの急速な普及等を背景に、若年層を中心とした乱用の広がりが懸念されます。覚醒剤、大麻等の乱用防止対策と併せて、青少年、保護者及び地域の自主防犯団体等に対して、危険ドラッグの有害性や危険性に関する正しい知識の普及を積極的に推進します。

【担当課：教育委員会保健体育課、薬務課、
警察本部少年課、組織犯罪対策課】

ウ 薬物乱用少年の早期発見及び社会復帰への支援

街頭補導活動を一層強化し、薬物乱用につながりかねない、深夜徘徊や素行不良者との交際をする少年の早期発見・補導に努めます。また、少年のたまり場となりやすい店舗の営業者に対し、深夜帯の少年い集を発見した場合等における警察への通報等について協力要請を継続します。

関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努め、再乱用防止対策の充実強化を図ります。

【担当課：警察本部少年課、組織犯罪対策課、薬務課、疾病対策課】

(4) 不良行為及び初発型非行の防止

ア 少年警察ボランティア活動の活性化

県警察では、少年補導員、少年指導委員、「少年フォローズ奈P O L I」といった600名を超える少年警察ボランティアを委嘱・登録し、少年の健全育成のための活動を推進しています。

特に、大学生ボランティア「少年フォローズ奈P O L I」は、平成16年6月に発足後、少年と年齢が近く、少年の心情や行動等を理解しやすい大学生の特性を生かして、警察職員とともに、少年の立ち直り支援や健全育成を支援する様々な活動を行っています。

今後も、人材や活動内容の多様化を図り、地域社会において行われる少年の健全育成のための活動を活性化させるとともに、ボランティア活動をより積極的・効果的なものとするため、必要な情報の発信、助言等の支援を行います。

【担当課：警察本部少年課】

イ 街頭補導活動の強化による不良行為少年等の早期発見・早期措置

警察、青少年補導センター等の関係機関や、地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動等を展開し、飲酒・喫煙や深夜徘徊などの不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導等を行います。

【担当課：警察本部少年課】

ウ 非行防止教室による教育及び啓発

万引きや自転車盗を遊び半分でスリルを味わう目的で敢行する例が見られることから、これらが犯罪であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を少年に身に付けさせるため、教育委員会や学校と警察とが連携して、特に小学生以下の少年や保護者を対象とした非行防止教室を推進します。

【担当課：教育委員会学校教育課、教育振興課、警察本部少年課】

(5) 再非行の防止

ア 厳正かつ的確な少年事件対策

県警察では、警察本部に少年事件指導官を置いて、個々の少年の特性に応じた取調べを行うとともに、客観証拠の収集や裏付け捜査を徹底して厳格な非行事実の特定等に努めます。また、少年事件の厳正かつ的確な捜査・調査により真相究明を行うとともに、少年の再非行防止及び適切な被害者支援に努めます。

【担当課：警察本部少年課】

イ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導・助言等を行う継続補導を実施します。また、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して、警察から積極的に連絡し、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、就学・就労の支援等を行い、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援する活動を推進します。

なお、大学生ボランティア「少年フォローズ奈P O L I」は、前述のとおり、少年と年齢が近く、その心情や行動を理解しやすいなどの特性を活かして体験活動に参加し、少年の立ち直り支援に取り組んでいます。

【担当課：警察本部少年課】

(6) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

ア 窓口相談の周知及び学校における教育相談体制の整備

児童生徒が、自身や友人について、いじめ・暴力行為等の問題行動に関する不安や懸念があっても、躊躇することなく周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なS O Sの受け止めに係る相談窓口の周知を図るとともに、学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、奈良県警察スクールサポーター等の活用により支援を行います。

奈良県警察スクールサポーターは、警察と学校との架け橋として管轄区域内の学校への訪問活動や、要請があった学校への派遣等を通じて、いじめや非行事案等校内における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っています。

【担当課：教育振興課、教育委員会学校教育課、警察本部少年課】

イ いじめ・暴力行為等の早期発見・早期対応

S N Sにおける誹謗中傷の書き込み等のネット上のいじめも含め、いじめ・暴力行為等の問題行動の早期発見・早期対応に努め、被害にあった少年や問題行動を起した少年に対しては、その特性に応じた適切な支援・指導を推進します。

学校、県、市町村、家庭、地域等が連携し、発生や再発を防止します。さらに、互いの人格や権利を尊重し合い、自らの義務や責任を果たし、平穏な社会関係を形成するための方策や考え方を身に付けるための法教育を推進します。

なお、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為（触法行為を含みます。）がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応を執ります。特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大な事案がある場合は、捜査、補導等の措置を積極的に講じます。

【担当課：教育振興課、教育委員会学校教育課、警察本部少年課】

ウ 関係機関相互の連携強化と情報共有

様々な大人が関わり、社会が一体となって子供を見守る体制を構築するため、学校、教育委員会、児童相談所、青少年補導センター、警察、家庭裁判所を始めとする関係機関・団体やボランティア等の相互連携を強化します。

特に、学校と警察とは、連絡会議の場や奈良県警察スクールサポーターを活用するほか、「学校・警察連携制度」を運用し、プライバシーに関わる情報の取扱いに注意を払いながら、少年の非行事案、いじめ、校内暴力事案等に関する情報の共有化と共通認識を図ります。

【担当課：教育委員会学校教育課、教育振興課、こども家庭課、警察本部少年課】

(7) 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

ア 未然防止・拡大防止に向けた広報啓発の推進

平成29年4月、児童の性的搾取等が発生する要因・背景にまで踏み込んだ対策を講じ、児童の性的搾取等の撲滅を期するため、「子供の性被害防止プラン」が政府において策定されました。

県警察においても、同プランに基づき、青少年が児童買春や児童ポルノに係る犯罪等の被害者になることのないよう、青少年やその保護者を始めとする社会全体に対して、SNS等インターネット利用に起因して性的被害を受けたり、有害業務に従事させられるなど、悪質な福祉犯被害に遭うケースが少くない現状や諸規制等について積極的な広報啓発を行います。

近年、増加傾向にある児童ポルノについては、「児童ポルノは絶対に許されない！」という社会的意識を高め、被害の未然防止・拡大防止を推進します。

犯罪の被害に遭った少年に対しては、少年警察補導員を中心としてカウンセリングの継続的な支援を行うなど、保護・支援の充実を推進します。

【担当課：警察本部少年課、教育委員会学校教育課、教育振興課】

イ 福祉犯の取締り等

福祉犯の中でも特にインターネット利用に起因する被害が深刻な問題となっていることを踏まえ、サイバーパトロールの強化により、SNS等を利用した児童買春・児童ポルノ事犯、児童福祉法違反（淫行をさせる行為）及び売春防止法違反（周旋）等の児童の性的被害に係る福祉犯を重点とした積極的な取締りを推進し、被害少年の早期発見・保護に努めます。

また、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、低年齢児童を狙ったグループや児童ポルノ販売グループによる悪質な事犯等に対する取締りの強化、国内サイト管理者等に対する児童ポルノ画像の削除依頼、被害児童に対する支援等も推進します。

【担当課：警察本部少年課】

推進項目3 児童虐待に対する適切な対応

1 課題を踏まえた基本方針

児童虐待に対する適切な対応

- ①虐待の実態把握と要因分析
- ②子供と家庭を見守る県民の意識づくり
- ③虐待の予防と早期の対応
- ④虐待を受けた子供のケアと家庭への支援
- ⑤子供と家庭を支援する体制の整備

2 施策の展開

(1) 虐待の実態把握と要因分析

虐待の発生を未然に防ぎ、また重症化を防ぐためには、発生の要因をしっかりと把握することが重要です。県では、死亡事例の検証に加え重症（生命に危機のある）事例が発生した場合は、有識者による検証部会において発生要因と関係機関の関わり方を検証することで、今後のより効果的な児童虐待防止対策の推進に努めます。

【担当課：こども家庭課】

(2) 子供と家庭を見守る県民の意識づくり

ア 地域における見守り活動の強化

奈良県は専業主婦率・核家族率が全国でも高く、子育てが孤立しやすい環境にあります。このような子育て環境の中で、育児に対する不安や負担を軽減するため、地域子育て支援拠点における子育て支援の推進や、企業・店舗による子育て応援活動の拡充、民生委員・児童委員との連携を強化します。

児童虐待は、「家庭」という外から見えにくい場所で「しつけ」等と称して発生するほか、児童自らが助けを求めることが難しいという特性があるため、児童虐待への早期対応の観点から、児童虐待防止法及び児童福祉法では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、全ての国民に児童相談所等に通告する義務が定められています。

虐待と思われる事実を知ったときは、児童相談所（虐待対応ダイヤル189）や市町村の担当窓口、福祉事務所に通告していただくよう、広く県民に周知します。
いちはやく

【担当課：こども家庭課】

イ 啓発活動の推進

児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、市町村や関係機関と連携し、広報誌、マスメディア、ホームページ等を活用しながら、児童虐待の未然防止のための広報及び啓発を行います。

また、児童虐待を防ぐため、行政機関だけでなく全国の民間団体が「子ども虐待のない社会」を目指す市民運動として、オレンジリボン運動に取り組んでおり、この活動を支援します。

【担当課：こども家庭課】

(3) 虐待の予防と早期の対応

ア 母子保健活動との連携強化と子育て支援の充実

虐待の未然防止や早期発見に向けて、産科医療機関と連携強化し、乳幼児健康診査の受診率の向上、未受診児の現認（児童に直接会い、安全の確認を行うこと）を行い、切れ目のない支援を充実させます。

また、体罰等による子育て、ショートステイ、一時預かり等の事業を推進し、子育て支援の充実に努めます。

【担当課：こども家庭課、健康推進課】

イ 県警察における対応

県警察においては、あらゆる警察活動を通じて児童虐待が疑われる情報を覚知した場合は、警察職員が現場臨場して児童の安全を直接確認するほか、その時点においては通告の必要がないと判断した児童についても、児童相談所等に対し当該児童に関する過去の取扱状況等について確実に事前照会を実施し、それにより得られた情報について十分に勘案した上で、当該児童に係る通告の要否について、組織的な判断を行います。

また、通告を行った後も適切な対応に資するよう、児童相談所等の関係機関における対応状況について確実に把握するなど、引き続き関係機関との間で緊密な情報交換を実施します。

【担当課：警察本部人身安全対策課】

ウ 学校等における対応

学校等においては、「教職員のための児童虐待対応の手引き」（平成20年12月奈良県教育委員会作成）に基づき、家出や深夜徘徊、万引き、理由のはっきりしない遅刻・欠席等の背景には虐待の可能性があることを念頭に、子供が発するサインを見逃さず早期に気付き、情報を総合的に評価して「虐待の疑い」の早期発見に努めます。

【担当課：教育委員会学校教育課】

エ 虐待通報対応の充実・強化

迅速な対応を図るため、「市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアル」（平成25年3月奈良県作成）を活用した要保護児童対策地域協議会の構成機関の職員を対象とした研修を実施するなどして、県と市町村の連携強化とリスクアセスメントの共有を図ります。

【担当課：こども家庭課】

オ 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

児童相談所が行う立入調査、一時保護等を実施する際、必要と認める場合は、警察に同行等の援助要請を行うほか、警察では、児童の安全が脅かされていると疑われる場合は、児童相談所と連携して、児童の安全確認、安全確保を最優先とした対応に努めます。

【担当課：こども家庭課、警察本部人身安全対策課】

カ 相互協力による対応能力の向上

児童相談所職員の対応能力の向上を図るために実施する子供の安全確認や立入調査、臨検・捜索等に関する研修について、警察へ協力を依頼します。

また、児童相談所、警察、要保護児童対策地域協議会は、相互の連携強化を図り、児童虐待事案対応時における現場執行力を向上させるため、実際の対応事案等を踏まえた具体的な事例を想定してのロールプレイング方式による児童虐待事案対応合同研修を実施します。

【担当課：こども家庭課、警察本部人身安全対策課】

キ 市町村要保護児童対策地域協議会の効果的運営への支援

市町村の児童虐待対応力向上のため「市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアル」の活用促進や各種研修の実施及び弁護士、医師、学識経験者等からなるスーパー・アドバイスチームの派遣を行います。

【担当課：こども家庭課】

(4) 虐待を受けた子供のケアと家庭への支援

ア 一時保護所の機能充実

児童虐待を受けた子供の安全を確保する一時保護所において、職員体制や設備環境、支援内容（個別支援の充実、社会スキル訓練プログラムを活用した児童へのグループワークの実施）等の充実を図ります。

【担当課：こども家庭課】

イ 社会的養護体制の充実

保護者と離れ、児童養護施設等において生活する子供がより家庭的な環境で暮らせるよう、施設の小規模化を進めるとともに、子供の持つ様々な課題に対応できるよう施設職員のスキル向上等を図ります。また、里親制度の拡充、支援体制の充実に努めます。

【担当課：こども家庭課】

ウ 家族の再統合、子供の自立への支援

社会的養護の下にある子供とその保護者の絆の再構築のため、児童養護施設等や市町村と連携して、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）の取組を進めます。家庭復帰に当たっては、市町村、関係機関で連携しながら地域で子供を見守り支援していきます。

【担当課：こども家庭課】

エ 適切な環境における児童への対応

被虐待児童に虐待の状況等を聴取する際は、児童相談所、警察及び検察が連携し、個別事例に応じて、被虐待児童の心理的負担に配慮した取組を推進します。

【担当課：こども家庭課、警察本部刑事企画課、人身安全対策課、少年課】

(5) 子供と家庭を支援する体制の整備

ア 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化

こども家庭相談センター・市町村・関係機関が市町村要保護児童対策協議会での情報共有や連携を図るとともに、必要な支援につなげます。

【担当課：こども家庭課】

イ 市町村の組織体制の充実・強化

県による市町村へのスーパー・アドバイスチーム派遣や定期巡回相談の実施等により、市町村の体制強化のための支援の充実に努めます。

また、産後に安心して子育てができる支援体制の確保に向けて、産後1年以内の母子の心身のケアや育児サポートを行う「産後ケア事業」の市町村実施の推進に努めます。

【担当課：こども家庭課、健康推進課】

ウ 県の組織体制の充実・強化

年々増加する児童虐待相談に迅速かつ的確に対応するため、県内2か所のこども家庭相談センターに児童虐待に対応する「こども支援課（係）」を設置するなど、体制整備・機能強化に取り組んできました。

県警察では、平成27年4月から、こども支援課に警察官1名を派遣して一層の連携強化を図っています。

引き続き、虐待相談対応職員の適正配置やスーパーアドバイスチーム活用による専門性の向上、一時保護所の機能強化の取組を図っていきます。

【担当課：こども家庭課、警察本部人身安全対策課】